

## I 木材利用促進に係る背景

公共建築物等における木材利用促進法の制定

公共建築物等における木材利用促進法とは

横浜市の公共建築物における木材利用方針

# 公共建築物等における木材利用促進法の制定

## 1 背景

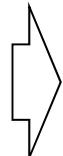
戦後、造林された人工林が、資源として利用可能な時期を迎える一方、森林の手入れが十分に行われず、森林の多面的機能の低下が大いに懸念されています。この厳しい状況を克服するため、木を使うことにより、森を育て、林業の再生を図ることが急務となっています。

そこで、木材の利用を促進することが、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養その他の多面的機能の発揮、及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献するため、平成 22 年 10 月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）が施行され、農林水産省及び国土交通省共管により基本方針が告示されました。

法律では、地方公共団体の責務として、「国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされています。

**公共建築物等への木材利用を巡る背景・経緯**

- 戦後の不燃構造の歴史から  
戦争中の過乱伐  
戦後の住宅・薪炭需要 → 森林資源の減少・荒廃
- ↓
- S25 衆議院「都市建築物の不燃化の促進に関する決議」  
⇒ 官公庁建築物の不燃化（※同国会で建築基準法制定）
- S26 閣議決定「木材需給対策」  
⇒ 都市建築物等の耐火構造化、木材消費の抑制、未開発森林の開発（※同様に森林法制定）
- S30 閣議決定「木材資源利用合理化方策」  
⇒ 国・地方公共団体が率先垂範して建築物の不燃化を促進、木材消費の抑制、森林資源開発の推進
- S34 日本建築学会「建築防災に関する決議」  
⇒ 防火、耐風水害のための木造禁止 RC造等の推進



**公共建築物等への木材利用を巡る背景・経緯**

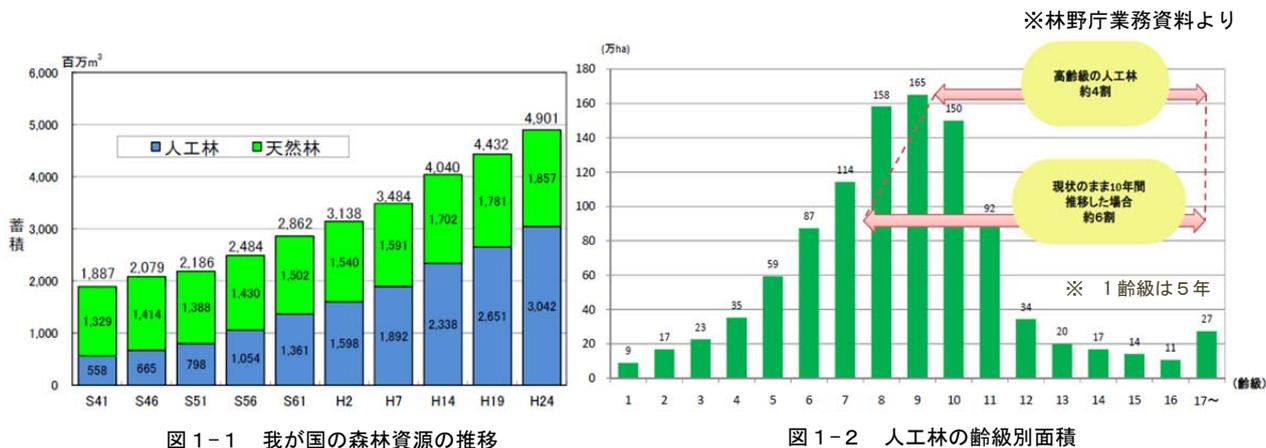
- 公共建築物木材利用促進法の制定
- 第 174 回通常国会（H22 年 1～6 月）
  - 政府「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案」提出（3 月 9 日）
  - 議員立法「地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律案」提出（4 月 15 日）
- 衆議院：政府提出法案を修正（自民党提出法案の内容の一部を盛り込む形）、全会一致で可決（5 月 13 日）
- 参議院：全会一致で可決・成立（5 月 19 日）

↓

5 月 26 日 公布（官報掲載）  
10 月 1 日 施行  
10 月 4 日 国の基本方針公表

## 2 日本の森林資源は充実期へ

スギ、ヒノキを中心とする人工林資源が充実し、平成 19 年時点で利用可能な高齢級（おおむね 50 年以上の林齢）の森林の占める割合は約 4 割となっており、そのまま 10 年間推移すれば約 6 割に達します。



# 公共建築物等における木材利用促進法とは

## 1 公共建築物等木材利用促進法の趣旨

木材の利用の確保を通じた林業の持続的、かつ、健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する、公共建築物における国内で生産された木材、その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を、円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずるものとなっています。

## 2 公共建築物等木材利用促進法の内容

### (1) 国の責務

国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

また、木造の建築物に係る建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

### (2) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

### (3) 基本方針の策定

農林水産大臣及び国土交通大臣は、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならない。

### (4) 都道府県及び市町村における方針の策定

都道府県知事及び市町村は、それぞれ、当該都道府県及び市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。

### (5) 公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制の整備

ア 木材の製造を業として行う者は、公共建築物に適した木材を供給する設整備等に取り組む計画(木材製造高度化計画)を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

イ 木材製造高度化計画の認定を受けた場合には、林業・木材産業改善資金助成法の特例等の措置を講ずる。

### (6) 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

国及び地方公共団体は、住宅における木材利用、公共施設に係る工作物における木材の利用及び木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努める。

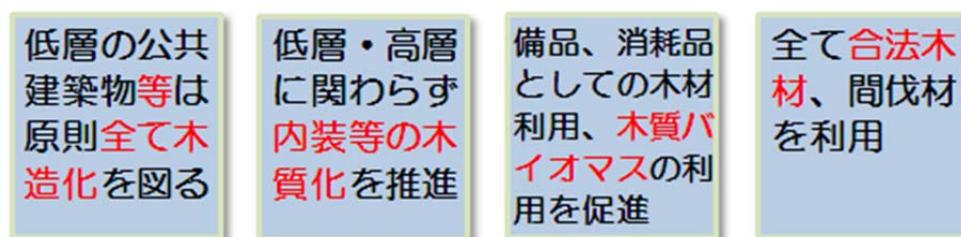


図 1-3 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律のポイント

# 横浜市の公共建築物における木材利用方針

木材の利用の意義を踏まえ、本市において公共建築物における木材の利用を促進するため、市内の公共建築物を対象として、「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定しました。

- (1) 市内の公共建築物は、積極的に木造化、内装等の木質化を促進します。
- (2) 市が整備する公共建築物においては、以下のように木造化、内装等の木質化を図ります。

ア 木造化について（柱、はりに木材を利用すること。）

法令等で耐火建築物等とすることが求められていない低層の公共建築物について、原則として木造化を図ります。

（公園内の施設、コミュニティハウス、保育所等）



写真 1-1 木造化事例

イ 内装等の木質化について（天井、壁、床に木材を利用すること。）

木材の利用による効果を勘案し、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に木質化を可能な限り図ります。

（エントランスホール、受付、ロビー、廊下（腰壁、床）等）



写真 1-2 木質化事例

- (3) 木材利用の普及、PRの推進

ア 補助金等を交付する公共建築物への木材利用の誘導

市は、補助金の交付や認可により整備する公共建築物について、木材利用の促進をするため誘導に努めます。

イ 木材に関する情報の収集及び提供

木材の一大消費地となりうる横浜において、市は、木材の利用の促進を図るため、公共建築物における木材の利用の具体的な事例や木材に関する情報の収集及び提供に努め、木材関係団体等との連携も検討します。

- (4) 地域材の利用

使用する木材は、輸送過程で排出される二酸化炭素量を考慮し、可能な限り神奈川県産木材及び地域材（関東甲信地方に属する都県及び静岡県で生産された木材）を利用します。なお、木材の加工についても、できる限り地域材の産地にて行ってください。